## 原子力 |平和利用||を促した

## アメリカの戦略

その手を引いた米国 「唯一の被爆国」 でありつつも原子力の平和利用に専心してきた日本

国際政治の視点から、 原子力政策の来歴を振り返る

共有しつつ、日本の原子力との関わりを国際政治史の文脈 されている。日本が原子力平和利用による被災国になった 数では米仏に次ぐ世界第三の国になった。しかし、 本は平和目的の原子力利用を推進し、 電所事故は、日本社会に大きな衝撃を与えた。これまで日 の中で捉え直すことが本稿の目的である。 や原因を求めようとする向きもある。こうした問題意識を んできた日本の歩みを反省し、その歴史の中に事故の背景 ことを受け、被爆国でありながら原子力平和利用に取り組 原子力災害に直面し、原発とどう向き合うべきかが問い直 二〇一一年三月に発生した東京電力福島第一原子力発 発電用原子炉の保有 深刻な

日米関係に着目する。扱う時期は第二次世界大戦後から そのために本稿は、 原子力平和利用をめぐる国際政治と

> 黒崎輝編島大学准教授 経て、二〇〇九年より現職 博士 (法学)。立教大学法学部助手などを 東北大学大学院法学研究科前期課程修了。 器と日米関係』 くろさき あきら 著書に『核兵

用に与えた影響について考えたい。 過程や日米関係の展開を追い、米国が日本の原子力平和利 ような視角から、原子力平和利用をめぐる国際秩序の形成 利用に最も大きな影響を与えた国でもあったからだ。 成に主導的な役割を果たした国であり、 れる。当時、米国は原子力平和利用をめぐる国際秩序の形 九六〇年代までとし、 米国の政策や外交に焦点が当てら 日本の原子力平和 この

# 原子力の国際協力をうたったアイゼンハワー演説

け、国連を舞台に原子力国際管理交渉が行われた。それは、 着く。戦後、 と、第二次世界大戦後の原子力国際管理構想の挫折に行き 今日の原子力平和利用をめぐる国際秩序の源流を遡る 原爆という新たな大量殺りく兵器の出現を受

を求める世論が強まる一因となった。

る可能性が出てきたことは、米国内で原子力商業利用解禁

た。例えばイギリスが世界最初の商業用原子炉を完成させ

が原子力商業利用の障害となる一方、

原子炉

市場をイギリ

一九四六年原子力法

スに奪われかねないとの懸念が生じたのである。

枠組みの中で、原子力利用は進められることになった。 まった。結局、 う激化する。世界は核の恐怖に覆われた。 た。五二年にはイギリスがこれに続いた。その間に米ソ両 機密化し、その国外への提供を禁止した。しかし、 た。一九四六年に米議会で制定された原子力法に基づき、 の打破をめざすソ連の対立によって、交渉は早々に行き詰 を先導した。しかし、核独占の延命を図りたい米国と、そ な試みであった。米国は唯一の核保有国の立場から同交渉 原子力利用に関して国家の主権を制限しようという野心的 国が水爆開発に着手したことにより、核軍備競争はいっそ にソ連が原爆開発に成功し、米国の核独占に終止符を打っ トルーマン政権は軍事用か民生用かを問わず原子力情報を した。軍事分野では米ソ両国が熾烈な核軍備競争に突入し そのころ非軍事分野における原子力開発競争も始まっ その結果、原子力利用をめぐる国家間競争の時代が到来 国家主権の原理に基づく旧来の国際関係の 四九年

契機となった。

三のような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、このような状況の下、米国の原子力政策の転換が図られ、

#### 格好の対象としての日本

方、米国 年以降、米国は数年間に三〇数ヵ国との間に協力協定を結 他国に対する平和目的の原子力協力が可能になった。 技術の軍事転用を防止する保障措置の実施を条件として、 子力協力であった。一九五四年の原子力法改正により、 発足するが、 子力商業利用が解禁され、 しかし、実際に米国が重視したのは、一 それらの国々との原子力協力を積極に推し進めた。 「の主導で国際原子力機関 しばらくの間、 米国から提供された核物質や核 IAEAの機能は主として原 (I A E A 国 間 ] 五七年に ス Ŧi. Ŧī.

子力に関する情報交換に限定されることになった。

田米関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日米関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に日来関係に目を転じると、米国側では、いまや同盟国に

ための体制づくりが政・官・財界の主導で進められた。ための体制づくりが政・官・財界の主導で進められた。そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への関心が高まり、そのを受け、日本でも原子力平和利用への体制づくりが政・官・財界の主導で進められた。

は米国やイギリス等から核物質・核技術の供与を受けなが感情を緩和できなかったものの、五○年代中葉以降、日本机た。米国の「平和のための原子力」計画は日本人の反核制定され、その第二条で原子力の利用は平和目的に限定された。米国の「平和のための原子力」計画は日本人の反核原を緩和できなかったものの、五○年代中葉以降、日本社会に広く浸透したます。

### 核不拡散外交を進める日米

ら、原子力平和利用に取り組むことになる。

大国を中心として二国間ベースの原子力協力網が構築されるなか、国際社会では核拡散問題が新たな懸案として浮取り組みを求める動きも現れた。米国も国際関係を不安定性が高まっているとの認識から、核拡散問題への国際的な性が高まっているとの認識から、核拡散問題への国際的な性の実現をめざした裏には、核拡散問題への国際的な性の実現をめざした裏には、核拡散問題への国際的な性が高まっているとの認識から、核拡散問題への国際的な性が高まっているとの認識から、核拡散問題への国際的な性が高まっているとの認識から、核拡散問題への国際的なが核保有国クラブ入りし、さらなる核保有国の増大が懸念が核保有国クラブ入りし、さらなる核保有国の増大が懸念が核保有国クラブ入りし、さらなる核保有国の増大が懸念が、大国を対している。

米ソ両国は核不拡散に共通利益を見出し、核不拡散条約交核拡散の防止が喫緊の課題となった一九六○年代後半、

後半、日本政府は後年「非核三原則」として定式化される

に専心する「非核」日本の姿が形作られた。一九五〇年代

かくて、原子力の軍事利用から身を引き、その平和利用

こうして米国は日本の原子力平和利用に深く関わってき

条約交渉を通じて原子力平和利用をめぐる国際秩序の形成 そ約(NPT)は、原則IAEAを唯一の保障措置実施機 条約(NPT)は、原則IAEAを唯一の保障措置実施機 体制を強化する一方、非核保有国にも原子力平和利用の権 体制を強化する一方、非核保有国にも原子力平和利用の権 体制を強化する一方、非核保有国にも原子力平和利用の権 を変 をのための国際協力の促進を謳った。核不拡散 とつになった。その結果、一九六八年に成立した核不拡散 を変 を が、主要争点のひ とのになった。そこでは注目すべきことに、核不拡散と原

がさらに進んだ。

日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。 日本は同条約に署名する(批准は一九七六年)。

た。国際社会では一九六○年代末までに原子力平和利用をた。国際社会では一九六○年代末までに原子力平和利用をはいる一定の秩序が形成された。それは国家主権の原理にあぐる一定の秩序が形成された。それは国家主権の原理に基づく分権的秩序であり、核不拡散と原子力平和利用の推基本的な原理や規範となっている。このような秩序の形成基本的な原理や規範となっている。このような秩序の形成基本的な原理や規範となっている。このような秩序の形成基本的な原理や規範となっている。このような秩序の形成基本的な原理や規範となっている。この状序が形成された。

お、日本の原子力平和利用を促進する役割を果たした。結え、日本の原子力平和利用を促進する役割を果たした。結え、日本の原子力平和利用に取り組み、対核技術の提供を受けながら原子力平和利用に取り組み、対核技術の提供を受けながら原子力発電の導入を積極的に進める。その選択を可能にしたのは米国の対日原子力協力でめる。その選択を可能にしたのは米国の対日原子力協力であった。とはいえ、現実とは異なる道を日本が歩む可能性もあった。とはいえ、現実とは異なる道を日本が歩む可能性もあったはずであり、私たちが多様な選択の可能性を前提もあったはずであり、私たちが多様な選択の可能性を前提もあったはずであり、私たちが多様な選択の可能性を前提して原発との向き合い方について開かれた議論を行うために検証する必要がある。■